

令和6年3月19日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

総務建設常任委員会

委員長 坂本 拓哉

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 2 議案第3号 門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 3 議案第4号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 4 議案第5号 門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について
- 5 議案第6号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
- 6 議案第7号 門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 7 議案第10号 門真市手数料条例及び門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 8 議案第13号 門真市空家等対策協議会条例の一部改正について
- 9 議案第14号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 10 議案第15号 門真市建築物等の適正管理に関する条例の一部改正について

- 11 議案第19号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第10号)中、所管事項
- 12 議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項
(附帯決議を付す)
- 13 議案第23号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計予算中、所管事項
- 14 議案第24号 令和6年度門真市都市開発資金特別会計予算
- 15 議案第25号 令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算中、所管事項
- 16 議案第26号 令和6年度門真市介護保険事業特別会計予算中、所管事項
- 17 議案第30号 門真市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 18 議案第31号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第11号)
- 19 議案第32号 令和6年度門真市一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

審査日：令和6年3月8日（金）

○議案第3号 門真市東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

（議案の内容）

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画地区計画（門真市駅前地区）の区域内における建築物に関する制限を定める。

（主な質疑と答弁）

問	東部大阪都市計画地区計画のエリアと考え方は。
答	同地区計画は、門真市駅前の第1種市街地再開発事業の都市計画決定区域と同区域の約2ヘクタールであり、合理的かつ健全な土地の高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を実施するため、建築物等の用途の制限を定め都市計画法に基づく手続を経て都市計画決定をしている。
問	建築物等の制限の内容は。
答	地区計画において良好な居住環境の保持等のためパチンコ、キャバレーなどの用途を制限し、高度利用を促進するため容積率の最高限度・最低限度を定めている。 また、敷地内空地を確保するため建蔽率の最高限度及び壁面の位置を制限し、敷地の細分化を防止するために建築面積の最低限度を定めたものであり、都市計画決定をしている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第19号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6531万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772億127万5000円とする。

また、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：市営住宅建設基金繰入金 △1851万6000円
公営住宅整備事業等補助金 1069万円
千石西町公営住宅再整備事業債 1060万円】

問	門真住宅建て替えに伴う市道千石西町南北線拡幅整備工事のこれまでの経過は。
答	支障電柱の移設に伴い各通信会社に対して移転補償が必要となり、当初は補助対象外事業との認識の下、一般財源等にて財政措置を行っていたが、府との協議の結果、公営住宅整備事業等補助金及び公営住宅建設事業債が充当可能となり、補正予算で計上したものである。
問	公営住宅整備事業等補助金の概要は。
答	公営住宅等整備事業対象要綱に基づき交付されるものであり、補助率は2分の1である。

問 活用する補助金が都市構造再編集中支援事業の補助金から公営住宅整備事業等補助金に変更した理由は。

答 府とは両補助金について活用の可能性を協議してきた。
都市構造再編集中支援事業において、支障電柱移設の補助対象範囲等が明確でなかったため、総合的に判断した結果、補助対象範囲等が明示されていた公営住宅整備事業等補助金を活用することとした。

問 通信会社に対して移転補償をする根拠は。

答 1点目として、道路事業に起因するものではなく、市営住宅事業に起因するものであること、2点目に、行政財産の使用許可において、許可条件に許可の取消しによって生じた損失については、本市は補償しないとなっているものの、「設備の機能回復に伴う移転費用は、補償を求めることができる」としている最高裁の判例があることから、全額、市が補償することと判断したものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746億2400万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：大阪・関西万博こどもの無料招待事業 231万9000円

債務負担行為：大阪・関西万博こどもの無料招待事業 1593万9000円】

問 大阪・関西万博こどもの無料招待事業における子ども無料招待について、2回目も府で実施すればよいと考えるが、その検討の経緯は。

答 子どもたちの五感を刺激する万博は探求学習に最適であること、また、万博のテーマであるいのち、SDGs達成への取組、日本と世界の文化、未来社会を体感することで子どもたちの興味・関心・可能性を伸ばすことができ、本市の課題でもある子どもたち自身の自己肯定感を高めることにもつながるとの考えから事業化の検討に至ったものである。

問 1日券にした理由は。

答 市の無料招待についても府と同様に学校行事での検討もしたが、教育委員会との協議の結果、2回目については日程の確保が難しく、引率方法等の課題があり、学校行事ではなく、入場券の交付としたものである。

加えて、近隣市の検討状況も勘案し、夏パスも検討したが、予算がかなり増加すること、本市から万博会場へのアクセス方法も考慮し、会期中いつでも利用できる1日券とした。

問 同事業の予算額とそのうちチケット代に係る費用の内訳は。

答 予算額は、7年度の債務負担行為も含めて1825万8000円で、そのうちチケット代に係る費用が手数料を含めて1593万9000円である。1日券に係る市負担額については、府事業と連携することで団体割引料金が適用となり、1人当たり4歳から14歳までが1000円、15歳から17歳までが2400円である。

問	保護者や子どもへの意向調査等が必要と考えるが、市の考えは。
答	無料招待事業に関する保護者等への意向調査は行っていないが、これまで市が万博機運醸成イベントなどで実施した万博会場への来場意向度の調査結果では、子どもを含めて延べ700人を超える回答があり、「万博へ行きたい」、「どちらかというに行きたい」との回答が88.7%であり、万博に多くの期待が寄せられていることから、事業化を検討してきた。
問	就学援助を受けているなど、生活困窮家庭は子どもを万博会場に連れて行くのが難しいケースが出てくると考えるが、就学援助の割合とそれに対する考えは。
答	就学援助の割合については、4年度実績で小・中学生全体の28.25%である。生活困窮家庭に対する保護者分のチケット代等の支援については、現在は検討しておらず、今後、他市の状況等を調査研究していく。
問	今後のスケジュールは。
答	<p>子ども招待事業運営業務を府で契約後、府と市で子ども招待事業に係る協定書及び府の委託業者との契約を行い、その動きと並行して、府において、6年4月から8月にチケット申請のシステム構築が行われ、9月から申請受付が開始される予定である。</p> <p>本市においては、9月頃から広報紙、市ホームページや市公式LINEなどにおいて周知の上、対象者に個別に通知する予定である。</p> <p>なお、16歳未満の子どもは、直接、手続を行えない予定であることから、スムーズな手続が行えるよう、事前周知に際しては丁寧な説明に努めていく。</p>

【歳出：スマート窓口推進事業 927万2000円】

問	スマート窓口推進事業の概要は。
答	本市の様々な行政手続について、「行かない・待たない・書かない」行政の窓口を目指し、子育てや介護の分野等の手続で利用できる電子申請サービスや、6年1月末より開始した、手続内容等を事前に把握できる門真市手続きナビの運用、そして、マイナンバーカードなどの読み取りにより申請書の氏名・住所等の印字を行う申請書作成支援端末を設置することで、市民等の利便性の向上を目指すものである。
問	門真市手続きナビで具体的にできる内容とその効果は。
答	現在は引っ越し、結婚、出産、離婚、死亡の5つのライフイベントに応じた手続を案内しており、利用者はパソコンやスマートフォン上で複数の質問に回答していくことで、手続件数や必要な物等を事前に把握できるため、来庁時における時間短縮や手続漏れの防止につながるものと考えている。
問	申請書作成支援端末で具体的にできる内容とその効果は。
答	住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請のほか、個人番号カード暗証番号変更・再設定申請等の手続において、マイナンバーカードなどを読み取ることにより、申請書に氏名・住所等を印字できる端末を市役所別館1階に設置し、手続に係る記載の負担軽減、所要時間の短縮につながるものと考えている。
問	今後の取扱いは。
答	利用状況を踏まえた上で、門真市手続きナビにおけるライフイベントの追加、申請書作成支援端末における対象手続の拡充について検討していく。

【歳出：門真市駅前地区市街地再開発事業（門真プラザ再整備事業）

市街地再開発事業補助金 6億6972万円】

問	門真市駅前地区市街地再開発事業のこれまでの進捗状況は。
答	4年5月に区分所有者等で構成する門真市駅前地区市街地再開発準備組合が設立され、5年1月には民間事業者のノウハウや資金を活用して市街地再開発事業を円滑に進めていくための事業協力者が決定している。 また、同年10月には、本市にて市街地再開発事業や用途地域、地区計画等、事業に関連する都市計画決定及び変更の告示をしており、現在、準備組合において既存の建物調査・評価業務等を実施している。
問	市街地再開発事業補助金の内容は。
答	同補助金は当該準備組合へ補助金を交付するものである。6年度は基本設計、実施設計、資金計画作成等が補助対象となり、補助額の2分の1は国費を充当する予定である。
問	区分所有者からの意見聴取や情報周知の内容と市の役割は。
答	準備組合事務局にて区分所有者へ個別ヒアリングの実施や随時相談対応するなどしており、理事会等の後には準備組合ニュースを発行するとともに、議事録は準備組合事務所で閲覧に供することで情報の周知に努めていると聞く。 また、準備組合から市に対して、技術的援助の協力を求める要望書が提出されていることから、本市職員が理事会等へ出席し事業推進に関する説明及び助言を行うなどの技術的援助を実施している。
問	今後のスケジュールは。
答	5年度内に組合運営や工事監理業務等を代行する特定業務代行者が準備組合にて選定される予定であり、6年度の本組合設立、8年度の工事着手を目指していると聞く。

【歳出：エリアリノベーション推進事業

門真市駅前地区市街地再開発事業連携業務委託料 2464万円】

問	門真市駅前地区市街地再開発事業連携業務の概要は。
答	門真市駅周辺から西三荘駅周辺にかけて取り組んでいるエリアリノベーション推進事業において、エリアのイメージ向上やにぎわい創出の拠点と位置付ける門真市駅前広場等について、活用方法や歩行者動線の検証を行い、今後、広場等を整備する予定の再開発事業者に対し提案するための資料とするものである。
問	門真市駅前広場等の活用方法の検証内容は。
答	トライアルパークなどでマルシェを実施している門真市駅周辺エリアプラットフォームのメンバーやその関係者等、駅前広場の利用想定者が参加し、実際に将来の広場の姿をイメージしながら使うことで、魅力ある駅前広場の整備を目指し、京阪沿線の東西、門真市駅から、ららぽーと門真までの南北に広がるエリア全体へのにぎわいの波及を考えている。
問	今後のスケジュールは。
答	検証時期は、8月から10月までの間を想定しており、駅前広場に係る資料等は、道路管理者や警察、エリアプラットフォームなどの各関係機関と協議を進め、年内に取りまとめる。

【歳出：古川橋駅周辺ウォーカーブル推進事業

エリア魅力向上推進事業検討業務委託料 5500万円】

問	6年度に実施予定のエリア魅力向上推進事業検討業務の概要は。
答	5年度に策定した古川橋駅周辺地区ウォーカーブル推進基本構想を踏まえて、個別プロジェクトの実施に向けた社会実験及び基本計画の検討を行う。 6年度については、古川橋駅南広場等再編プロジェクト及び末広町北三角公園・高架下プロジェクト、その他周辺プロジェクトに係る社会実験及びこれまでの社会実験の検証結果を踏まえた基本計画を検討するものである。
問	末広町北三角公園・高架下プロジェクトの再編の構想は。
答	現状の末広町北公園は、駅近の立地ながら利用率が低く、側道は自転車の通過が非常に多いことが挙げられ、また、京阪高架下空間は、駐車・駐輪場としての利用のみであり日常的に閑散としているという課題がある。 これらの課題を踏まえた再編の方向性については、高架下と公園を一体化するとともに、自動車・自転車ルート再編し、高架下に店舗等を導入することで、にぎわいながら安心してたたずめる、市民や来街者の憩いの場を形成していく。
問	末広町北三角公園・高架下プロジェクトの社会実験の内容は。
答	高架下と公園の間の道路上に地元飲食店事業者等の出店及び公園内でのアクティビティを感じられる場の創出を検討しており、歩行者が安全に通行でき、滞留し憩えるかの確認や自動車動線の変更による課題の抽出並びに潜在的な商業ニーズの確認を予定している。

【歳出：密集市街地整備事業

公共施設整備工事 8855万8000円】

問	幸福町・垣内町地区の公共施設整備工事における5年度からの繰越工事及び6年度の概要は。
答	5年度からの繰越工事は、幸福町公園西側の道路拡幅工事であり、現況幅員4.7mを12mへと公園側に拡幅し、6年度の工事で両側に2.5mの歩道を設置する予定である。 あわせて6年度には、仮称市立生涯学習複合施設東側の道路拡幅部分に2.5mの歩道を設置する工事を予定している。
問	工事のスケジュールは。
答	6年度から7年度にかけて、幸福町公園拡張に伴う設計業務及び駅前の交通広場・交流広場等の設計業務を行い、7年度以降に幸福町公園及び交通広場・交流広場並びに広場周辺の道路整備工事に着手し、9年度までに全ての公共施設整備工事の完成を目指していく。
問	工事完成後の町並みは。
答	古川橋駅から幸福町公園までつながる両側歩道の幹線道路やタワーマンション北側の東西の片側歩道の区画道路等が整備され、歩行者の通行空間が確保される。 また、駅前の交通広場は、現在のロータリー機能を確保し、府道からの進入出道路についても歩道を設置するなど十分な通行空間を確保し、既存商店街との連携を図っていく。 加えて、交流広場についても、現在、設計事業者を選定中であるが、子育て世代を中心に日常的に利用できる広場とするだけでなく、地域のエリアマネジメント活動の拠点になるよ

う検討していく。

【歳出：地震時等に著しく危険な密集市街地整備事業 13億3263万3000円】

問	密集市街地整備アクションプログラムにおける石原北・大倉西地区の位置付けは。
答	同地区は面整備事業の区域として位置付けており、土地区画整理事業により、延焼危険性を低減する効果が大きい道路の拡幅や公園を整備することで、より効率的に危険な密集市街地が解消するものと考えている。
問	今後のスケジュールは。
答	5年度から6年度にかけて勉強会や意向確認を経て準備組合を立ち上げ、9年度末に本組合の設立、10年度以降に順次新規建物工事及び道路・公園等の公共施設整備を行い、12年度までに危険な密集市街地の解消を目指す。

【歳出：空き家等対策補助金 375万円】

問	対象地域が限定的である隣接地等取得補助制度及び空き家等除却補助制度の補助要件の見直しについて、市の見解は。
答	門真市空家等対策協議会での議論や補助対象拡大の要望等を踏まえ、補助制度がより活用できるよう、6年度から対象地域を市全域とする。
問	市外から市内への移住が条件である子育て世帯等空き家利活用補助制度の補助要件の見直しについて、市の見解は。
答	隣接地等取得補助制度及び空き家等除却補助制度と同様に補助制度がより活用できるよう、6年度から市内から市内への転居も補助対象とする。

【歳出：砂子小学校大規模改修事業 4253万円】

問	砂子小学校大規模改修事業の概要は。
答	北島西・北周辺地区土地区画整理事業の推進に合わせて、門真市民プラザ及び周辺公共施設を再編するため、7年度末で閉校となる現砂子小学校校舎へ集約するものである。
問	同事業の具体的内容は。
答	生涯学習センター、青少年活動センター、市民公益活動支援センター、図書館分館、南部市民センター及び地域高齢者交流サロンが持つ機能を複合化・集約化し、新たな複合施設に再編するため、施設の大規模改修を行うものである。
問	市民プラザと周辺公共施設の再編において、延床面積が縮減するが、再編後の市民活動スペースなどの確保について、市の見解は。
答	共用スペースを除いた居室の延床面積は4339.49㎡から2759.32㎡と約1580㎡、36%の縮減となるが、稼働率の低い会議室等を多目的室化し利用しやすくすることで、市民活動スペースの確保はできているものとする。

【歳出：旧北小学校解体工事実施設計業務委託料 996万5000円
旧北小学校解体工事事前調査業務委託料 4231万7000円】

問	旧北小学校解体工事実施設計業務委託の内容は。
答	校舎・体育館等の解体設計、存置建物継続使用に伴う外構改修設計、仮設計画図等の工事図面作成業務及び積算業務である。
問	同実施設計業務委託料に係る財源は。
答	旧門真市立北小学校除却事業債が890万円、一般財源が106万5000円である。
問	旧北小学校解体工事事前調査業務委託の内容は。
答	解体工事を起因とする、家屋の損傷の有無について判断するための資料として、解体工事前に周辺の家屋について現状を調査するものであり、解体対象建築物からおおよそ20mの範囲の家屋約60棟を見込んでいる。 なお、解体工事完了後は事後調査を行い、家屋の状況を確認し、工事による影響の有無を判断する。
問	同事前調査業務委託料に係る財源は。
答	全額がまちづくり整備基金繰入金である。

【歳出：門真中央線整備工事 5702万円】

問	門真中央線整備工事の概要は。
答	一方通行化を行った国道163号の柳町交差点から門真小学校南西の交差点までの区間を現状の暫定整備から車道幅員約3.0m、歩道幅員1.3mから2.5mの歩車分離道路に本整備するものである。
問	現在は暫定整備が行われ、自動車は北行き一方通行となっているが、自転車は北行き、南行きの両方向に通れる状態であり、通行の安全性を危惧する。安全確保策について、市の考えは。
答	市内には、歩道の幅員等から自転車が歩道を通行できる道路もあるが、道路交通法上、自転車は車両であることから、車道の左側端を通行することが原則である。 当該路線の自転車通行状況も踏まえ、安全対策について引き続き警察と協議していく。

【歳出：防犯カメラ等借上料 4506万6000円】

問	防犯カメラ等借上料の内容は。
答	市内の道路周辺への防犯カメラの設置、映像を確認するためのシステム整備並びにこれらの機器に係る保守業務及び電気料金を含んだリース料であり、6年度に新規設置するものが50台、6年度中にリース契約が終了するカメラの更新設置をするものが38台、リース契約期間中のものが474台分の金額を計上している。
問	5年度末時点での街頭の防犯カメラの設置台数は。
答	リース契約のものと買取りのものを合わせ514台である。
問	防犯カメラの設置方針や今後の設置計画は。
答	4年3月に門真市防犯カメラ設置事業基本方針を定めており、同時点より10年以内に、合計800台まで計画的に増設することとし、刑法犯認知件数の減少を目指し、本市における体

感治安の向上に努めるものとしている。

【歳出：公園防犯カメラ設置事業 235万円】

問 弁天池公園に防犯カメラを増設する経緯とその内容は。

答 現在、弁天池公園には遊具を配置している公園北東部に防犯カメラを2基設置している。門真警察署長より、公園内で発生する犯罪やトラブルなどの事象数が他の公園と比較して突出している現状への対策として、防犯カメラ増設の検討依頼があり、公園をより安全・安心に利用してもらえるよう、門真警察署と協議し、公園管理棟前の南北の園路沿いに4基増設することに至った。

【歳出：公園施設等設置更新工事 6940万9000円】

問 四宮公園駐車場整備工事の概要は。

答 公園南東部の土俵跡地を含む敷地に20台程度の車両が駐車できるように、広さ約500㎡の整地及び舗装工事等を実施するものである。
駐車場の運営は、パーキングシステムの設置、メンテナンス及び料金徴収等を含めた管理全般を委託する民間事業者の公募を予定している。

問 弁天池公園トイレ改修工事の概要は。

答 公園管理棟横の和式トイレ6基を全て洋式トイレに改修するものである。

【歳出：総合防災訓練機材設営業務委託料 94万5000円】

問 6年度予定の総合防災訓練の内容は。

答 市民プラザのグラウンドを会場として、水消火器を用いた消火訓練や、棒や衣服を活用した簡易担架の作成、骨折時の固定や止血等の応急手当やAEDなどの体験型訓練、さらには府と連携して、AR（拡張現実）の技術を活用した災害の疑似体験ブースなど、各災害協定先や防災関係機関の企業の展示ブースを設置する予定である。また、防災関連の専門家を招いての講演会も計画している。

問 総合防災訓練機材設営業務委託の内容は。

答 訓練に必要な展示ブースのテント、机やパイプ椅子のほか、音響設備等をレンタルし、訓練会場における設営、撤去、運搬等の作業を合わせて委託するものである。

問 前回は門真市立総合体育館と周辺敷地内で開催したが、6年度は市民プラザで開催することにした理由と経緯は。

答 これまで市役所周辺での開催が続いていたこともあり、6年度の開催場所はそれぞれの地域から参加しやすい場所として、市民プラザを候補地として検討していた。
あわせて、4年度総合防災訓練の参加者から、総合体育館周辺は市域の北西部にあって国道163号以南や東部の市民が訓練会場へ避難訓練で向かうことは遠いため参加しづらい、市民プラザで開催できないのか、という複数の意見があったことから、市の南部・東部を含む多くの市民参加を目的に市民プラザを会場とすることにした。

【歳出：住民情報系システム業務委託料 5億9601万8000円】

問	住民情報系システム業務委託料の概要は。
答	現行の総合行政情報システムの運用保守や法改正等に伴う改修等で2億2432万8000円、また、国において7年度末を目標期限である標準準拠システムへの移行に向けた作業に係る費用として3億7169万円を計上している。
問	標準準拠システムへの移行に向けた6年度の作業内容は。
答	本市保有の現行システムデータを標準準拠システムへ移行する際に必要なデータ形式の変換において、欠落等の支障が生じるデータを洗い出し、必要に応じて修正するデータクレンジングなどのほか、現行システムと標準準拠システムとの差異において、事務の見直しなどを行った上でも解消できない課題について、拡張機能や外付けシステムの開発に係る設計工程を行うこととしている。
問	標準準拠システムへの移行経費は国の補助金対象と認識するが、補助金の概要は。
答	国が原則として目標期限に定める7年度末までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行する場合について、準備経費や移行経費がデジタル基盤改革支援補助金の対象となる。
問	6年度作業における補助金対象経費は。
答	データ移行に係る経費は補助金対象となるが、拡張機能や外付けシステムの設計に係る経費は対象外となる。
問	補助金対象外となる拡張機能や外付けシステムの設計について、今後の市の対応は。
答	標準準拠システムへの移行に際し、現行事務の見直しなどを行った上でも市民サービスの低下、業務効率の低下が避けられない場合にのみ行うこととしており、標準化対象事務に係る業務フローの見直しを徹底し、必要最小限となるよう設計内容の精査に努め、市負担の軽減を図っていく。

【歳出：庁舎エリア整備事業

門真中町ビル改修工事実施設計業務委託料 2666万1000円

各種業務委託料（費用） 5517万2000円】

問	門真中町ビルの仮庁舎としての活用内容等は。
答	5年6月に策定した基本構想において、新庁舎を一体的に整備するためには、現別館の先行解体が必要であり、別館機能等を門真中町ビルへ仮移転することを検討するとしている。 門真中町ビル改修工事実施設計業務委託料は、同ビルの仮庁舎としての活用に向け、改修工事を実施するための設計を行うものであり、その活用内容については、市民の利便性等を勘案し、仮移転を行う部署や各課の配置を検討していく。
問	庁舎エリア整備事業における各種業務委託料（費用）の概要は。
答	用地測量業務委託料及び土地鑑定業務委託料は、庁舎エリア南西の民有地取得に向け、取得面積等を確定する測量等や提示額を算出する土地鑑定を行うものである。 アドバイザー業務委託料は、基本計画、設計及び運営を担うP D O事業者の一括選定に向けた公募資料の作成支援等を5年度からの2か年で行うものである。 執務環境調査・チェンジマネジメント支援業務委託料は、現在の執務室の使用状況の調査

等を行い、新庁舎に必要な執務室や会議室等の必要面積等の基礎資料を作成し、新庁舎の整備を契機とした職員の意識改革及び新たなワークスタイルの検討支援を行うものである。

庁舎エリア基本計画策定支援業務委託料は、基本構想に基づき、庁内での検討や市民等の意見を反映し、P D O方式を用いた公民連携による庁舎エリア整備を具体化するための基本計画を策定するものである。

問 執務環境調査・チェンジマネジメント支援業務委託の目的と庁舎エリア基本計画策定支援業務委託との連携は。

答 同業務は、基本計画の策定に向けて、市民や来庁者にとって使いやすく、職員にとって働きやすい新庁舎を実現するための基礎資料を作成することなどを目的としており、基本計画とも密接に関連することから、必要に応じて、関連業務の受注者との打合せや資料提供を行うなどの連携を図っていく。

(その他の質疑項目)・門真住宅撤去工事(29棟~33棟)の工事概要について

- ・スマートシティ推進事業の今後のスケジュールについて
- ・建築主事に係る資格等取得補助金の概要について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

(附帯決議)

先般の代表質問及び本委員会における審査により大阪・関西万博こどもの無料招待事業について複数の課題が明らかになった。

教育委員会との協議では2回目の引率について課題があるとの結果が示され、家族や友人等と個別に来場するにはチケット取得方法の複雑さや生活困窮家庭に対する配慮が課題として残る不安、そもそも事業の対象者となる保護者や子どもへの意向調査が十分に行われておらず、客観的な判断材料がないという本質的な課題があり気がかりな点が多い中、予算執行するには疑義が生じるものである。

大阪・関西万博を子どもたちの学びの場とする事業の目的に反対するものではなく予算については了とするが、執行についてはこれらの課題を整理し、議会への報告を行った上で慎重に進めることを条件に賛成として附帯文を付す。

○議案第31号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第11号)

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4382万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772億4509万5000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：住宅市街地総合整備事業費補助金 △1309万円
まちづくり整備基金繰入金 △9万円
高圧線地中化整備事業債 △1300万円
歳出：高圧線地中化調査設計業務負担金 △2618万円】

問 庁舎エリアの高圧線の地中化を行わないと判断するに至った経緯は。

〔答〕 事業実施に関する協定書の締結に向けた協議を行う中で、関西電力送配電株式会社から地中化に伴い新たに設置が必要となる鉄塔用地は、無償譲渡との条件が示されたため、その条件も踏まえて庁内で再検討をした結果、地中化を実施しないと結論に至った。

〔問〕 高圧線の地中化を行わないことによる庁舎エリア整備への影響は。

〔答〕 地中化を行った場合と比較して鉄塔及び高圧線が現位置に残ることから、広場のレイアウトや活用内容、新庁舎建設時の高さ制限等の影響が考えられるが、広場のレイアウトや活用については、6年度からの基本計画策定時に具体的な活用内容について検討を行うことや、新庁舎についても当初から低層建築を基調としており、今後策定する基本計画を基に設計を行うことから、事業そのものに大きな影響はないと考えている。

〔問〕 庁舎エリア敷地周囲の道路における無電柱化の検討内容は。

〔答〕 無電柱化については、引き続き基本計画策定時に検討する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第23号「令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計予算」中、所管事項は、5年度の差押え件数と内訳等について、議案第25号「令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」中、所管事項は、5年度の差押え件数と内訳等について、議案第26号「令和6年度門真市介護保険事業特別会計予算」中、所管事項は、6年度における滞納処分の考え方等について、それぞれ質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第5号「門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、法改正に伴う条例改正の内容などについて、議案第6号「門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について」は、条例改正の内容などについて、議案第15号「門真市建築物等の適正管理に関する条例の一部改正について」は、危険な空き家等に対する市の働きかけなどについて、議案第32号「令和6年度門真市一般会計補正予算(第1号)」中、所管事項は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の歳入、歳出の差異などについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第2号中、所管事項並びに議案第4号、第7号、第10号、第13号、第14号、第24号及び第30号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

議案第22号「令和6年度門真市一般会計予算」中、所管事項に
対する附帯決議案

上記議案については、先般の代表質問及び本委員会における審査により大阪・関西万博こどもの無料招待事業について複数の課題が明らかになった。

教育委員会との協議では2回目の引率について課題があるとの結果が示され、家族や友人等と個別に来場するにはチケット取得方法の複雑さや生活困窮家庭に対する配慮が課題として残る不安、そもそも事業の対象者となる保護者や子どもへの意向調査が十分に行われておらず、客観的な判断材料がないという本質的な課題があり気がかりな点が多い中、予算執行するには疑義が生じるものである。

大阪・関西万博を子どもたちの学びの場とする事業の目的に反対するものではなく予算については了とするが、執行についてはこれらの課題を整理し、議会への報告を行った上で慎重に進めることを条件に賛成として附帯文を付す。

令和6年3月8日 提出

総務建設常任委員会
委員長 坂本 拓哉 様

提出者

総務建設常任委員会

委員 岡本 宗城

委員 寺西 敬子

委員 後藤 太平

委員 深井 弘晃

令和6年3月19日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

民生水道常任委員会

委員長 吉水 志晴

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）
- 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 3 議案第1号 門真市クリーンセンターごみ焼却施設等基幹的設備改良工事及び包括管理運営事業基幹的設備改良工事請負契約の一部変更について
- 4 議案第2号 門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について
- 5 議案第12号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 6 議案第17号 門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第18号 門真市水道条例の一部改正について
- 8 議案第19号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 9 議案第20号 令和5年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 議案第21号 令和5年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 12 議案第23号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計予算中、所管事項

- 13 議案第25号 令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算中、所管事項
- 14 議案第26号 令和6年度門真市介護保険事業特別会計予算中、所管事項
- 15 議案第27号 令和6年度門真市水道事業会計予算
- 16 議案第28号 令和6年度門真市公共下水道事業会計予算
- 17 議案第29号 門真市介護保険条例の制定について
- 18 議案第32号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：令和6年3月11日（月）

○承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7931万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770億3595万9000円とする。

また、繰越明許費の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【繰越明許費：かどまを満喫・カドマツーツリズム d e 商業振興事業 2億2632万3000円】

問	新たに実施するキャッシュレスキャンペーンの事業概要は。
答	地域消費の拡大と地域経済の活性化を図り、長期に及ぶ物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、市内対象店舗におけるキャッシュレス決済還元キャンペーンを実施するものである。
問	対象のキャッシュレス決済アプリは。
答	d払い、楽天ペイ、a u P a y、A E O N P a yの計四つの決済アプリが対象である。
問	キャンペーンの還元内容は。
答	アプリごとに決済額の10%、決済1回当たり最大1000ポイント、1アカウント当たり最大5000ポイントまで取得可能である。なお、4アプリ全てを使用した場合は、最大2万ポイントが取得可能である。
問	キャンペーンの実施時期は。
答	6年6月の約1か月間の実施を予定する。
問	6年1月に実施したキャンペーンは、P a y P a yのみが対象であったが、今回はP a y P a y以外の四つのキャッシュレス決済を対象とする理由は。
答	P a y P a yに次いで、d払い、楽天ペイ、a u P a yの順に利用率が高く、また、本事業の実施に当たり、キャッシュレス事業者別の見積りを徴収したところ、P a y P a y以外のキャッシュレス決済を導入している市内事業者も多くみられた。 このことから、キャッシュレス事業者を複数にすることで、より多くの人々が利用でき、物価高騰の影響を受ける事業者に対する支援につながるとともに、予算規模を勘案し、今回はP a y P a y以外のキャッシュレス決済を対象とした。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746億2400万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

【歳出：女性サポートステーション運営事業 1791万5000円】

問	そよら古川橋駅前に開設した、くらしの相談窓口の6年度以降の体制は。
答	これまでどおり直営での運営とし、消費生活相談、女性のための相談、女性の就労相談、法律相談等、各種相談に関しては、それぞれ専門の相談員が対応する体制に変更はない。
問	開設日時は。
答	祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日と、第2・第4土曜日の午前9時から午後5時30分までとしており、これに伴い、女性サポートステーションについては、年間24日分の相談機会の拡充につながる事となる。
問	期待する効果は。
答	消費相談や女性相談業務に加え、法律相談、交通事故相談、登記相談、税務相談等を集約することで、市民生活に近い相談を内容に応じて適切に案内することが可能となるとともに、6年4月には消費生活センターを人権市民相談課へ移管する事務所掌の見直しも予定しており、事務の効率化にもつながるものと考えている。
問	利用見込みは。
答	古川橋駅前の立地に加え、商業施設の改装直後というメリットを生かし、今後、認知度向上とともに、市民が身近な相談場所として利用できる機会が増えるものと考えている。

【歳出：予防接種事業

高齢者肺炎球菌予防接種業務委託料 469万5000円

4種混合予防接種業務委託料 2961万3000円

ヒブワクチン接種業務委託料 2177万7000円】

問	5年度で新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了するが、6年度以降の位置づけは。
答	同ワクチンの接種は、6年3月31日までを接種期間として、全額公費による5年秋開始接種を実施しているが、同ワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会で、6年4月に新型コロナウイルス感染症を予防接種法に基づくB類疾病に位置づけ、定期接種の開始時期は、6年の秋とすることが示された。
問	6年度以降の新型コロナワクチン定期接種の対象者は。
答	重症化予防の観点から、65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の身体障がい者手帳1級所持者である。
問	6年度から高齢者肺炎球菌ワクチン接種の経過措置が終わるが、定期接種対象者の変更点は。
答	同ワクチンの接種は、平成26年度の定期接種開始当初から10年間の経過措置として毎年年度末年齢が70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者（26年度は101歳以上の者も対象）としていたが、6年度からは経過措置の終了に伴い、接種日年齢が65歳の者及び60歳から65歳未満の者で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる身体障がい者手帳

1級所持者が定期接種の対象となる。	
問	高齢者肺炎球菌ワクチン接種の自己負担額は。
答	守口市、寝屋川市、大東市、四條畷市はいずれも自己負担額2000円で実施していることから、経過措置の終了に伴い、本市も1000円から2000円に変更する。
問	定期接種期間に接種できなかった者への今後の接種機会は。
答	任意接種として自費で接種することが可能である。
問	6年度から定期接種を開始する5種混合ワクチンの概要は。
答	ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオの4種混合ワクチンにヒブを加えたワクチンが6年4月より新たに定期接種化となるものである。
問	5種混合ワクチン接種の対象年齢は。
答	対象年齢は生後2か月から7歳半までで計4回の接種となる。

【歳出：骨髄バンクドナー支援事業 28万円】

問	6年度開始の骨髄バンクドナー支援事業の概要は。
答	骨髄等の移植を必要とする者に対し、ドナーが骨髄等を提供する際に健康診断や採血、骨髄採取等のための通院または入院が必要となり、ドナーは休暇の取得を余儀なくされる。 このことから、当該通院等に対し助成金を交付することで、ドナーへの経済的負担を軽減し骨髄等を提供しやすい環境を整備するものである。
問	助成対象者は。
答	公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、6年4月1日以降に骨髄等の提供を完了した時点において、市内に住所を有する者である。
問	助成金額は。
答	骨髄等を提供する際に必要な通院または入院1日当たり2万円の助成金を、14万円を上限に給付する。なお、申請については要綱整備等のため10月からの開始を予定する。

【歳出：地球温暖化対策実行計画策定業務委託料 96万1000円】

問	地球温暖化対策実行計画の策定目的は。
答	環境基本計画の改定と併せて、新たに策定する同計画区域施策編の策定目的は、2050年までに本市域の二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す、いわゆるゼロカーボンシティの実現に向けて、本市における地球温暖化対策の具現化を図るものである。
問	同計画の主な内容は。
答	7年度から16年度までの10か年計画とし、計画期間における温室効果ガスの排出削減目標等を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定める予定である。 環境省の地方公共団体実行計画区域施策編策定・実施マニュアルでは、太陽光発電設備の導入、省エネ設備の普及やリユースの促進等が例示されており、門真市環境審議会での意見等も踏まえ、本市の実情に即した計画となるよう策定していく。

【歳出：一般廃棄物処理基本計画策定事業

一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料 432万3000円】

問	一般廃棄物処理基本計画の見直し内容は。
答	これまでのごみの減量化や再資源化の状況を勘案しつつ、大型店舗の市内出店や古川橋駅前の大規模開発等の変化を踏まえ、中間年度から最終目標年度におけるごみ排出量の見直しを行う予定である。 また、元年10月施行の食品ロス削減推進法による市町村食品ロス削減推進計画を包含した計画とするほか、4年4月施行のプラスチック資源循環法によるプラスチックごみ削減のための施策等について検討を進めるものである。
問	食品ロス量の把握とその対策は。
答	6年度にごみの組成分析調査を行い、本市における食品ロス量の推計を行う予定である。 対策については、上位計画である大阪府食品ロス削減推進計画で示されている取組のほか、門真市廃棄物減量等推進審議会での意見等も踏まえて策定していく。

【歳出：「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業 570万円】

問	「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業の5年度の主な事例は。
答	従業員の休憩室や更衣室の整備、アシストスーツの導入、オープンファクトリーイベント FactorISMへの参加費負担等である。
問	6年度の新たなメニューは。
答	これまでの支援メニューに加え、企業のカーボンニュートラル推進に対する取組への支援として、省エネ最適化診断の取組に対して費用の2分の1以内、上限2万円を3件、脱炭素承認制度取得の取組に対して費用の2分の1以内、上限7万円を2件想定している。 なお、カドマイスター認定企業に対するインセンティブとして、ほかのメニューと同様に補助率を引き上げる予定としている。

【歳出：路上喫煙防止対策事業

路上喫煙者等街頭指導業務委託料 104万5000円】

問	現状の路上喫煙禁止区域内での周知活動は。
答	公共喫煙所の清掃と併せて、公用車のスピーカーを用いた喫煙マナー向上のアナウンスを実施している。
問	新たな路上喫煙者等街頭指導業務委託の内容は。
答	路上喫煙禁止区域内の喫煙者に対して喫煙マナー向上の周知、啓発を図るため、ビブスや腕章を着用した街頭指導員を2人、週3日間配置し、巡回指導するものである。
問	路上喫煙禁止区域内での喫煙者に対する指導や警察との連携内容は。
答	喫煙者に対し注意、指導を行っており、これまでに禁止区域内の公園内で喫煙を繰り返すような悪質なケースでは警察と連携し、同行を依頼した事例があった。 悪質な違反行為者とのトラブルによる威嚇、恫喝等の刑法上の犯罪に至る場合も想定されることから、警察とも密に協議を進め、禁止区域での喫煙防止の実効性の担保を図っていく。

【歳出：かどまを満喫・カドマツーリズム d e 商業振興事業 403万6000円】

問 門真市駅周辺の商業振興施策について、今後の方針は。

答 本市への来訪者を市内の飲食店等への誘客につなげ、市内での滞在・周遊を促進するため、6年度は、5年度に作成した飲食店等マップの英語版を作成し、加えて、人流データの調査を行うことで大阪モノレールの新駅設置をはじめ、今後のまちづくりによる町並みの変化を捉え、時機に応じた事業者支援に資する効果的な施策を検討し、地域経済のさらなる活性化を図っていく。

問 英語版飲食店等マップの配布時期と数量、配布方法は。

答 配布時期については委託事業者の選定やマップ作成に係る準備期間を踏まえ、6年12月頃を見込んでおり、5000部を作成する予定である。
配布方法については、公共施設、大型商業施設や宿泊施設等での配布を想定している。

問 ほかの商業振興施策との連携について、市の考えは。

答 本事業で実施する人流データの調査・分析を通じて来訪者の年代別等の属性、時間帯や曜日別の推移等を把握するとともに、既存の施策へ反映していく。

(その他の質疑項目)・生活保護預貯金等照会における電子化導入のメリットについて

・マイナンバーカード交付手続の改正点等について

・ものづくり産業振興懇話会の6年度の予定について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第23号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148億4020万5000円と定める。

また、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

問 6年度からの国民健康保険料の府内統一により保険料率だけでなく減免基準も統一となるが、これまで実施してきた市独自の低所得世帯に対する減免措置の見通しは。

答 6年度より府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となることから、市独自で行ってきた低所得世帯に対する減免措置はなくなることとなる。

本市の所得層を踏まえると、低所得世帯に対する減免制度は引き続き必要と考え、府に対して府内共通基準の一つに設定するよう要望してきたが実現には至らなかった。今後も様々な機会を捉え、府に対し当該減免制度の共通基準化を要望していく。

問 財政調整事業による保険料率上昇抑制の内容は。

答 主に2点あり、1点目は都道府県繰入金(2号)の全額1号振替、2点目は保険者努力支援制度交付金、都道府県分の活用及び市町村分の一部活用である。

問 都道府県繰入金(2号)の全額1号振替の具体的な内容は。

答 本来、府から市町村に交付される繰入金(2号)を市町村の歳入とせず府で集約し、保険料を抑制するための財源に充てるもので、6年度分は約51億円である。

問 保険者努力支援制度交付金、都道府県分の活用及び市町村分の一部活用の具体的な内容は。

答 保険者である府や市町村が、被保険者に対して健康の保持・増進の取組や医療費適正化の取組を行った際に、その達成度に応じて国から交付されるもので、この交付金を府は全額、市町村は約50%を出し合い、同じく保険料の抑制財源に充てるもので、6年度分は約53億円である。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第26号 令和6年度門真市介護保険事業特別会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142億6643万4000円と定める。

また、債務負担行為及び一時借入金についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：介護認定調査事務委託事業 5961万2000円】

問 介護認定調査業務の委託化によるメリットは。

答 安定的な人員の確保をはじめ、調査員への指導・研修体制の確立による調査に必要な知識やスキルの担保等、専門業者ならではの実績や業務実施体制等を生かし、遅滞なく適正な認定調査が実施できるものとする。

問 介護保険の申請から認定までの処理日数の見通しは。

答 処理日数の期間短縮に向け、認定審査会の効率的な運営方法等について検討し、引き続き、適正な介護認定が実施できる体制の整備に努めていく。

【歳出：包括的支援事業

地域包括支援センター運営業務委託料 1億480万3000円】

問 くすのき広域連合の解散に伴い変更した地域包括支援センターの業務内容は。

答 各センターに配置の医療職と介護職を、認知症の初期支援を包括的かつ集中的に行う認知症初期集中支援チームのチーム員や認知症地域支援推進員として新たに位置付ける。

また、各センターにチーム員等を配置することで、センターの相談業務等の中で把握した事案について認知症初期集中支援チームに速やかにつなぎ、支援方針を検討することとなり、センターの専門職は、その支援方針を踏まえチーム員として迅速かつ適切に対応することが可能となる。

問 委託料の変更内容は。

答 包括的支援事業、介護予防支援事業、一般介護予防事業等において、それぞれ配置基準を定めたことから専門職を増員する。

また、所管エリアの高齢者人口に応じた光熱水費等の事務経費及び消耗品費を積算したことにより、全てのセンターにおいて委託料が増額となる。

(その他の質疑項目)・加齢性難聴高齢者への補聴器購入費助成について

・総合事業における従前相当サービスの今後について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第28号 令和6年度門真市公共下水道事業会計予算

(議案の内容)

下水道事業収益は44億2816万6000円とし、下水道事業費用は39億2920万6000円とする。

資本的収入は34億6126万6000円とし、資本的支出は49億3414万5000円とする。

また、債務負担行為、企業債、一時借入金等についても定める

(主な質疑と答弁)

【資本的支出：浸水想定区域図作成業務 2752万2000円】

問 浸水想定区域図作成業務に至った背景は。

答 近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大することなどが懸念されることから、3年の水防法改正において、雨水対策施設を所管している全ての市町村の下水道管理者が最大規模降雨による浸水想定区域を指定し、当該区域図を公表することとなった。

問 同業務の内容は。

答 1時間最大雨量147mm、24時間総雨量397.5mmの降雨により、下水道等の排水施設では雨水が排除できなくなる状態、いわゆる内水氾濫により浸水する状況をシミュレーションにより予測し、浸水の範囲、深さ及び継続時間を示した区域図を作成、公表するもので、大雨時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立てられると考える。

(その他の質疑項目)・ストックマネジメント計画に基づく今後の取組について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第29号 門真市介護保険条例の制定について

(議案の内容)

法令に定めがあるもののほか、本市が行う介護保険について定める。

(主な質疑と答弁)

問 くすのき広域連合の解散に伴い、6年度からは本市単独での介護保険運用となるが、今後の保険料の見通しは。

答 高齢者の健康寿命延伸に向けて、より一層、介護予防事業を充実させ、高齢者の自立支援、重度化防止に取り組むことにより、将来的な介護給付費の削減、ひいては、保険料の上昇幅の抑制につなげていく。

問 第1号被保険者に対する独自減免制度の内容は。

答 本人の介護保険料段階区分が第2段階または第3段階である者で、世帯全員の減免申請日の前年における収入の合計額が120万円以下、申請日において、本人の所有する預貯金等の合計額が350万円以下、世帯全員が居住地以外の不動産を所有していない、介護保険料を滞納していないなどの要件を満たせば、申請日以後、第1段階の保険料となる。

(その他の質疑項目)・第1号被保険者の保険料基準額設定の流れについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第25号「令和6年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」中、所管事項は、6、7年度の保険料率及び賦課限度額等について、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第2号「門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について」は、再選定の経緯などについて、議案第18号「門真市水道条例の一部改正について」は、条例改正の目的について、議案第19号「令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）」中、所管事項は、住民基本台帳システム改修の概要などについて、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、承認第1号並びに議案第1号、第12号、第17号、第20号、第21号、第27号及び第32号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和6年3月19日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

文教こども常任委員会

委員長 池田美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第9号 門真市手数料条例等の一部改正について
- 2 議案第11号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第16号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 4 議案第19号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 5 議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 6 議案第32号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：令和6年3月12日（火）

○議案第22号 令和6年度門真市一般会計予算中、所管事項

（議案の内容）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746億2400万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：子ども発達支援センター運営管理業務委託料 1億6480万3000円】

問	子ども発達支援センターが指定管理者に移行した後のサービスの質を確保するための方法は。
答	業務の遂行状況や実績を確認するためのモニタリングや、事業計画書に基づき提供される業務の水準を確認する実績評価を実施することで、仕様書等で定められている業務を指定管理者が適切に実施しているか、提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかなどについて確認を行い、サービスの質を確保していく。
問	指定管理者の管理運営が適正でない認められる問題が発生した場合の対応は。
答	指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正を行い、それでもなお改善が見られないときは、指定を取り消すこともある。

【歳出：「チーム学校」支援体制充実事業

スクールロイヤー報償費 93万円】

問	6年度から配置するスクールロイヤーの活用方法は。
答	教育に関する深い見識を持つ弁護士を選任し、学校への支援と子どもへの指導の両面から活用していくことを考えている。
問	学校への支援の内容は。
答	門真市子ども悩み相談サポートチームに新たにスクールロイヤーを加え、各校に対する研修やケース相談の場で、各種法令・通知にのっとった適切ないじめ対応についての助言や支援を行うとともに、専門的な見知からの助言が必要ないじめ事案等が生じた際には、学校のいじめ防止対策委員会の構成員として、中心的な役割を果たすような活用を考えている。
問	子どもへの指導の内容は。
答	スクールロイヤーが学校を訪問し、外部講師として子どもたちに対して直接授業を行う中で、いじめが重大な人権侵害であり、場合によっては法的な責任を問われることになることなどにも触れながら、意見や立場の違いによって生じるトラブルを適切に解決することの大切さを子どもたちに伝えるような活用を考えている。

【歳出：学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 71万5000円】

問	学校運営協議会の具体的な取組は。
答	地域や保護者、学識経験者等を委員とし、子どもたちの成長に向けた目標やビジョンを共

有するとともに、学校長の学校運営方針等の承認や必要な支援を協議等している。	
問	6年度に同協議会の設置を拡充する学校は。
答	先行して設置している速見小学校と第七中学校に加え、新たに沖小学校、門真小学校、第三中学校、第五中学校、二島小学校、五月田小学校、門真みらい小学校の計7校に設置する。 また第四中学校区は今後の統合等を見据え、中学校区単位で設置する。
問	4年度に先行して2校に同協議会を設置したが、その成果は。
答	地域学校協働本部のコーディネーターが学校と地域のパイプ役となっていることで、地域住民によるゲストティーチャーとして授業や社会科見学の手伝いなどで、これまで以上に学校と地域とが連携した教育活動を進めることができた。 また、学校長の方針の下、同協議会での教職員の参画を促進したことで、委員と教職員がつながり、学校と地域が連携した教育活動を進めるための関係性が少しずつ構築されてきている。
問	設置による課題は。
答	同協議会の趣旨の理解を促進し、取組をさらに活発にしていくことである。今後、同協議会の設置を拡充していくに当たり、設置目的や先進校の取組等を積極的に発信していく。

【歳出：学校適正配置推進事業

学校適正配置審議会委員（16人分） 67万2000円】

問	第5次門真市学校適正配置審議会の6年度の概要は。
答	今後の学校再編の基本的な考え方を整理し、市内全ての学校について各学校の現状等も踏まえて審議を行った上で、答申として具体的な方向性を示していく予定である。
問	第4次審議会の概要は。
答	第4次では、門真の目指す教育を議論した上で、小中一貫校も視野に入れながら学校再編を検討し、その後に優先順位の高い校区として第四中学校区と第五中学校区について具体的な審議及び答申があった。
問	第4次と比較して、第5次の進め方や議論の中身等の違いは。
答	第5次では、原則として第4次の議論を引き継ぎつつ進め、これから進めようとしている個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、多様性の視点の強化等といった状況の変化へ対応した意見も出されている。 また、児童・生徒数の推計や施設老朽化の現状は一層厳しい状態であり、早期に市内全体の学校配置の将来像を見据えることができるような議論を重視し、現在、局所的に特定の校区を議論するのではなく、全ての学校の児童・生徒数や施設の状況、まちづくりの進捗等の現状を共有しながら、市内全体として将来像を示すべく議論を進めている。
問	6年度の目標は。
答	審議会の開催を5回程度予定し、6年度中の答申を目標とする。

【歳出：小学校費 水泳授業民間活力導入検討事業 1952万7000円
 中学校費 水泳授業民間活力導入検討事業 336万3000円】

問	各水泳授業民間活力導入検討事業の5年度の実施校は。
答	小学校6校、中学校1校で、具体的には、古川橋小学校、四宮小学校、大和田小学校、門真みらい小学校、脇田小学校、砂子小学校、第二中学校である。
問	6年度実施予定の対象校は。
答	5年度実施校に北巢本小学校を加えての実施を予定する。
問	実施校の選定の考え方は。
答	学校プールの築数及び浄化装置の有無、大規模改修の有無、修繕の必要性等、施設の状態を基に優先順位を設定し、優先順位の高い学校のうち、実施施設までの距離や学校規模、学校の意向、その他統合事業等も加味しながら選定している。
問	未実施校の今後の方針は。
答	未実施校においても可能な限りの拡充を考えているが、安定的な実施には、恒常的に使用可能な施設及びバスの確保、学校間の時間調整等が必須となる。 現状確保できる施設ではこれ以上の拡充は困難であるが、引き続き、新たな施設確保も含め、様々な観点から検討していく。

【歳出：小学校施設整備事業

門真小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	142万1000円
二島小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	156万8000円
古川橋小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	124万2000円
上野口小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	137万9000円
五月田小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	139万5000円
東小学校屋内運動場LED照明設備改修工事設計業務委託料	142万1000円】

問	各小学校体育館の照明をLEDに改修するに至った経緯は。
答	現在体育館で使用している水銀灯が、2年以降、製造・輸入が中止となり、今後使用できなくなることから、順次LED照明に改修し、教育環境の改善を図ることとしたものである。
問	LED化するメリットは。
答	長寿命であることや消費電力抑制、明るくなるまでの時間短縮、照明器具交換に係る高所作業の手間・コストについて、改善、削減が見込まれる。

【歳出：第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業 400万2000円】

問	子ども・子育て支援事業計画の概要は。
答	子ども・子育て支援法に定める5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定めており、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、急速に変化していく子ども・子育てをめぐる様々な問題へ柔軟に対応し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくための総合的・一体的に進める計画である。

問 第2期計画の期間が6年度までの中、第3期計画の策定に向けた今後のスケジュールは。

答 3月中旬に未就学児・小学生がいる3000世帯の保護者、ひとり親家庭2200世帯、13歳から18歳までの750人を対象にニーズ等調査を実施する予定としている。

その調査の集計・分析を踏まえ、庁内関係課長で構成する子ども・子育て支援事業計画策定委員会で計画案を作成し、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する門真市子ども・子育て会議の意見を反映した上で、パブリックコメントを実施し、7年3月までに計画を策定する。

(その他の質疑項目)・子育て世帯訪問支援事業の概要について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第9号「門真市手数料条例等の一部改正について」は、児童福祉法改正の具体的な内容などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第11号、第16号、第19号中、所管事項及び第32号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。